



「これからの滋賀県立図書館のあり方 行動計画」における優先取組事項について



滋賀県にお住まいの全ての方が、図書館を通じてそれぞれの求める資料や情報を手にすることができるようになることが、県立図書館の目指す姿です。そのために県立図書館は、「これからの滋賀県立図書館のあり方」を平成30年3月に策定し、さらに今回、それを具体化するための行動計画を作りました。中でも特に優先的に実施していきたいと考えているのが、次の取組です。

こうした取組によって

このような図書館サービスを実現していきます



市町立図書館から要望のあった資料の、迅速かつ確実な提供
(行動計画No. 1)

読みたい本があれば、お近くの公共図書館にどんどんリクエストしてください。その図書館では用意できない本でも、県立図書館が購入したり、所蔵館を紹介したりして、できるだけ早くお手元まで届けます。

市町立図書館の資料では対応の難しい、より高度で専門的なレファレンスサービス(調査・相談)の実施
(行動計画No. 2)

調べたいこと、わからないことがあれば、何でもお近くの公共図書館にご相談ください。その図書館では調べきれなかったことでも、県立図書館の資料を使って詳しい調査を行います。

市町立図書館への資料配送体制の充実
(行動計画No. 15・16)

県立図書館は、市町の図書館へ貸し出す本を定期的に配送しています。この定期便に加え、急に必要になった場合でも、郵便や宅配便など、他の方法を使って図書館に本を送り、お手元に届けます。





子どもの読書のための資料整備
(行動計画No. 26・29・32)



子どもが読書を通じて成長していくためには、十分な質と量の本が欠かせません。県立図書館は、子どもが楽しみながら読む本や、学校で学習に使う本、さらに子どもの読書に関わる人々が選書や研究のために用いる本などを幅広く揃え、子どものための読書環境を充実させます。



学校図書館の活動の充実に向けた支援
(行動計画No. 33)



学校図書館は、子どもにとって最も身近な図書館です。その学校図書館が十分に子どもの読書を支えることができるよう、県立図書館は市町の図書館や学校司書と協力して、学校図書館の活動を支援します。

図書館利用につなげるための、図書館に関する情報の発信
(行動計画No. 37)



県立図書館が行っているこんなサービスやあんなイベント、意外と知られていないのが現状です。これからは紙からデジタルまで、様々な手段を使って図書館の情報をお届けします。

将来の県民の利用に備えることを目的とした、永年保存に向けた計画的な資料の劣化対策 (行動計画No. 43)



県立図書館には、古くなって傷みの激しいマイクロフィルムや図書・雑誌があります。保存環境の改善や、デジタル化・製本などによって、そうした資料の寿命を延ばし、これから先も必要とされる方に使い続けていただけるようにします。



これからの10年、県立図書館で働く私たち図書館員は、今まで積み上げてきたサービスを継続・発展させていくとともに、子どもの読書支援や多種多様な情報発信、地域の課題解決に向けての努力や今まで図書館の利用が難しかった方々への働きかけなど、時代が要求する様々な新しいサービスに、専門職としての研鑽を積みながら取り組んでいきます。市町の図書館や学校図書館にも積極的に出向いて行き、県にお住まいの全ての方に、充実した図書館サービスをお届けできるよう努めます。